

第2章 給料・手当

○海部地区水防事務組合職員の給与に関する条例

昭和48年6月6日
条例第12号

改正 平成8年11月29日条例第4号
平成22年2月15日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき、一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与)

第2条 職員の給与については、愛西市職員の給与に関する条例（平成17年愛西市条例第45号）の例によるものとする。

(その他)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(平成8年11月29日条例第4号)

この条例は、平成8年12月1日から施行する。

附 則(平成22年2月15日条例第4号)

この条例は、平成22年3月22日から施行する。